

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

銚田市長 岸田 一夫

市町村名 (市町村コード)	銚田市 (082341)
地域名 (地域内農業集落名)	安房南・安房北・安房高野 (安房南・安房北・安房高野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、後継者不足のため遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、後継者を含む新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、地域に即した形で分散する担い手の農地の集約化を検討していく必要がある。

また、カラス等による鳥獣被害が懸念されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後は地権者及び耕作者の意見を勘案しつつ農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るための農業経営方法等を検討する。

また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	153.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	153.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域を基本とし、担い手が耕作する農地についても検討する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を勘案し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用できる場合は、農用地の大区画化・汎用化のための基盤整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外を問わず、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業者の高齢化や人材不足を鑑み、農作業委託や農業作業人材の確保及び情報提供など多岐にわたり農業協同組合による支援を活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣被害対策の点検(侵入防止柵や檻の設置状況、目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
 ⑧⑩暴風雨等の被害防止のための対策として、農業用ハウスの強靱化、園芸施設共済や収入保険等の加入促進に取り組む。